

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

皆さん、おはようございます。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、審査日程第3号によって進めます。昨日に引き続き、決算議案7案件に対する総括質疑を行います。

市政クラブの質疑を許します。

◎鈴木由美子 委員

おはようございます。市政クラブの総括質疑をさせていただきます。

歳入歳出決算書43ページ1款2項1目、合わせて審査意見書7ページと8ページもご覧ください。

固定資産税収入未済額についてですが、前年度より約200万円ほど担当課のご努力により減っているということが読み取れました。ですが、まだまだ残りの残高がある中で、このような金額が残っているっていうのはどのようなケースで未収になっていることが多いのでしょうか。現状と対策はどのようにお聞かせください。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（本間 純 君）

固定資産税の未収金の関係のお尋ねでございますけれども、税を滞納される方のケースでございますが、主に税金を納める余裕のない経済的に困窮している世帯が多いということでございます。ただ、固定資産税に限らず滞納されている方については、他の税目についても滞納されているケースが多いようでございます。ただ、市税全体の収入額17億3,300万円でございますけれども、そのうち固定資産税が7億7,800万円ということで、市税に占める割合が約45%ということで、納税者にとっては負担感が多いというふうに感じいらっしゃるのかと思います。その収納対策でございますけれども、こちらにつきましては、納税相談員を配置するなど、納税相談や納付指導、あるいは日中仕事等で納付できない方については、夜間納税相談の開設、あるいはコンビニ収納など納税しやすい環境を整えているところでございます。これからも収納完納に向けて努めてまいりたいと思います。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木由美子 委員

いろいろなご努力をされているということがわかりました。ですが、空き家も増加傾向にあります。更地にしますと、軽減措置が受けられなくなるということ

で、税率が戻るんですけれども、私たち市民にとって戻るという感覚よりも、税金が上がるというイメージがちょっと定着しております。その税率が戻るとということと、解体工事費もかさむということで、なかなか危険な家屋であっても解体できにくいというお話を聞きもしております。今課長仰られたように、現年度とか前年度の徴収には、これからもご尽力いただきたいと思います。それと、あとさらに空き家対策として、空き家の除去対策として、解体費への助成とか、固定資産税の減免とか、市独自の対策など何かお考えございますでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊藤孝行君）

空き家対策についてのお尋ねであります。私のほうからお答えいたします。まず空き家の利活用につきましては、定住応援課のほうでさまざまな支援策を取っております。建設課においては、不良住宅の除去に対する支援というふうなことで、令和元年度から行っております。この制度につきましては、空き家が危険な状態にあることを放置することが原因で、第三者のほうに危険が及ぶことを未然に防ぐ制度であります。その空き家の基準が、不良住宅としての基準を満たし、不良住宅と判定された場合に補助する制度であります。昨年度の実績としましては、3件事前申請がありまして、不良住宅と判断されたものが2件がありました。この制度につきましては、昨年度から出来ております。少しでも危険な空き家を減らしていきたいという目的であります。その中で判定基準がありますけれども、その判定基準が課題として、非常に厳しい判定基準というようなところで1つの課題として捉えております。これは国の判定基準に基づいて評価しているところであります。その補助制度から外れた場合の対策をどうするかっていうことも1つ課題としてありますので、今後関係機関と調整しながら、総合的な空き家対策というふうなことで検討していく必要があると考えております。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木由美子 委員

よろしくお願ひいたします。次の質間に移ります。

50ページ13款1項6目1節、こちらも審査意見書の7ページと8ページもご参照下さい。住宅使用料の収入未済額について、こちら回収できない理由と対策はどういうか教えてください。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊藤 孝行 君）

お答えいたします。まず令和元年度の住宅使用料の未済額というふうなことで、1,892万3,100円となっております。こちらのほうの内訳としまして、現年分のほうが175万4,400円で、過年度分が1,716万8,600円となっております。年々増加しているような状況でありますけれども、対応としましては、尾花沢市の市営住宅の使用料の滞納整理取扱要綱があります。こちらに基づいて、収納できるような形で対応しております。日々の催促とか督促につきましては、入居者さんについて月1回、あと明渡し者については、年に2回督促と催促を行っております。また高齢者など低所得者につきましては、未納額が増えているという方については、少しでも支払いができるような分納の制度を勧めまして、定期的な納付に繋がるように努めているところであります。回収できない理由というようなところでありますけれども、先ほどの市税の関係と同じように、所得のほうが低い方が入居なさっているというようなところで、例えば離職や休職で低所得となりまして、口座振替のほうが不能になった場合とか、あとは入居者本人のほうとなかなか連絡が取れず、連帯保証人のほうにも連絡しているのですが、連絡が取れないでそのままになっているような状況であります。以上であります。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木 由美子 委員

固定資産税同様、なかなか厳しい経済状態ということで、支払いたくても支払えない方も中にはいらっしゃるのかなと思ったところで。そして今年に入りまして、コロナ禍ということで、さまざまな影響が出ております。ですので、今年度はさらに増加傾向になるのではないかと、私心配しているところですけれども、今のところどうでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊藤 孝行 君）

今のコロナ禍の状況での今後の使用料の推移というようなところでありますけれども、まず経済対策の支援の1つとしまして、市営住宅の使用料の納付の猶予というような形で第1弾でさせていただきました。それで、実際行った方はいらっしゃいませんけれども、3件ほど相談を受けた形であります。今後このような

コロナの状況が続ければ、なかなか収納率のほうも上がってこないような状況になるのかなというふうには捉えております。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木 由美子 委員

税金とか、やはりそういうものは公平性を保つ上でも、なるだけお支払いしていただく必要があるのかなと、財源の確保という意味でも、なるだけお支払いしていただければなと思うところですが、そういった後からお支払いする方に関しては、より細やかな気持ちで神経を使われて収納に努めていただく必要があるのかなと思うところです。それと、税金にはですが、不納欠損というのがありますけれども、市営住宅使用料などに対してはないようですが、市としての、こちらの滞納に対する市の考えはどのようでしょうか。減免とか、平成26年度以前の未納額について、市の考えまとめていただいて、条例などを作られたらいかがかなと思いますが、そのような対策をお考えはございませんでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

会計管理者。

◎会計管理者（間宮 明 君）

私のほうからは、税金に不納欠損があるか、市の未収金対策について、そして最後の債権管理条例についてお答えいたします。

税金には不納欠損があるが、市営住宅使用料の滞納に対する市の考えですが、市税など公法上の債権いわゆる公債権の場合、時効の援用を得ることなく時効の完成により債権は消滅するので、確かに不納欠損処理が行えます。一方、公営住宅使用料などの私法上の債権と言われる私債権の場合は時効が完成したのみでは債権が消滅せず、時効の援用が必要となります。時効の援用とは債務者が時効の完成を主張することであり、私債権の場合、この時効の援用がない場合、債権が消滅しないこととなっております。よって債務者が行方不明などにより時効の援用ができない場合は、債権者である市が債権の放棄を行わない限り、原則として債権を消滅しないこととなっております。したがいまして、債権の放棄を行う場合は、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決が必要となります。では先ほどの未収金対策についてですが、去る7月に全庁的な収納対策本部会議を開きまして、収入未済となっている滞納債権の実態を確認し、滞納になっている債権の納入促進と適切な管理にむけて再確認をした

ところであります。ここでですが、そして改めて所管課保有の未収金の債権の状況と実態を把握するため、未収金発生からの時効期間や時効の中斷、並びに債権放棄や不納欠損などを1つひとつ整理をしているところでございます。ここで重要なことは、担当課職員が債権管理の法的手続きを正確に理解し、粘り強く誠実に債務者と交渉を行うこと。加えて債権が存在する間は、引き継ぎをしっかりと行い継続して債務者に対応していくことを認識しているところでございます。そして、ご提案の債権管理条例についてですが、すでに制定している自治体の例をいくつか拝見させていただいたところ、いずれの団体も概ね同様の内容で、特にポイントとなるのは、債権放棄すなわち市長において不納欠損処理ができる場合の規定でありまして、大きく以下の3点がございます。

まず1点目が、生活困窮状態で資力がなく、弁済の見込みがないもの、2点目が破産法により債権の整理が確定したもの、そして3点目が消滅時効にかかる時効期間満了の場合などとなっています。この内容を見ますと、まず1番については、抽象的な規定のため条例の有無に関係なく、結局は1つひとつのケースを詳細に調べて、本当に納入する見込みがないことなどを個別に具体的に検討判断が必要がありまして、実務上、条例制定のメリットが明確ではないのかと思っているところです。2番目の破産法につきましては、そもそも条例に規定する必要がないのではないかと、そして3番目の消滅時効につきましては、私法上の債権については、債務者からの時効の援用を待たずに債権放棄することが本当に妥当なのかなどを踏まえまして、条例制定の必要性や条例内容についてはさまざまな検討すべき課題があるのではないかと考えておるところでございます。これらのことから、条例制定が本当に債権管理の課題解決につながるのかという観点も含めまして、収納対策本部において債権管理の適正化と収納の促進、そして収入未済額の縮減に向けて検討してまいります。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木由美子 委員

いろいろ前向きに対策会議していただいてありがとうございます。今のお話聞きました、基本的にはケースによって1件1件きめ細やかな対応が求められていくのだなと思ったところです。大変な作業だと思います。ですけれどもやはり、心の通う対応を引き続きお願いしたいところです。

続きまして、81ページ2款1項1目14節の使用料及び賃借料のうち、電算ソフト賃借料についてですが、こちらは一般質問にもさせていただきました、ホームページ使用管理料が含まれているとのことでした。一般質問でお話しさせていただいた、課長のほうから、多言語選択機能を前向きに検討していただくというお返事をいただいたますが、それに加え、その種類ですけれども、英語・中国語・韓国語を付けられるというお話を聞きましたけれども、それにタガログ語もまたつけていただけないかと言うことでお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

総務課長。

◎総務課長（鈴木 浩君）

お答えいたします。市ホームページの多言語選択機能についてでございますが、ただ今、鈴木委員からありますとおり一般質問の中でご質問いただきまして、今後導入に向けて検討を進めてまいりたいと、答弁をさせていただいたおるところでございます。タガログ語というふうな部分も、今お話しございましたけれども、タガログ語については、フィリピンの公用語の1つであるというふうに聞いておるところでございます。今後導入に向けた検討においては、その言語の範囲につきまして、尾花沢での活用が多いと見込まれる言語について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木由美子 委員

よろしくお願いします。続きまして実績報告書の11ページ、事業名は職員研修事業です。こちら決算書の79ページ2款1項1目9節にも不用額とありますが、こちらについて、決算書の79ページ2款1項1目9節不用額についてよろしくお願いします。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

総務課長。

◎総務課長（鈴木 浩君）

79ページの2款1項1目9節旅費の不用額につきまして、75万2,000円あまりとなっているところでございます。これにつきましては、研修のための旅費ということで、150万円予算をいただいておるところでございますけれども、その備考欄に研修旅費の実績がございますように、研修旅費として124万円ほど使わせていただきましたので、研修旅費の不用額そのものについては、26万円ほどになるところでございます。その他の

金額、50万円近くにつきましては、まだ別の事業の不用額というふうになっているところでございます。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木由美子 委員

分かりました。そちら研修のほうが26万ほど使わないので残ってしまったという話ですけれども、昨日もちょっとお話をありましたけれども、報告書の11ページのほうに職員研修事業がありまして、その本市の課題解決に向けた政策課題等の先進地研修というものは、私たち議員の行政視察に同行されたことが研修となっているようでしたので、せっかく取っていただいた予算をぜひ有意義に使っていただくために、職員の方自らが、先進地を調べていただいて、積極的に勉強見聞の場を広めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

市長。

◎市長（菅根光雄君）

今、議員の行政調査の際の職員の方にも同行していただいて、同じ目線で研修を受け、そしていろんな形で市の行政に反映できるようにというふうな形に今なっているわけでございますが、そこにはたぶんこの中でもご存知の方も少ないとおもいますが、以前は職員が同行することはございませんでした。そして議会の事務局員だけが随行すると、しかし、ちょうど三位一体改革のあの辺り、財政的に非常に厳しい中で、職員の随行も取りやめたことがございました。しかし、本当に行政に携わる人たちが、現場を見ていろんなことを議員の皆さんと話をしたり、いろんなことを吸収するために随行して一緒に研修してくることはすごく大事であるということで、そしてその予算を取りました。そしてさらに、職員の皆さんにも、いろんな形で切磋琢磨することももちろん大事でございますし、いろんな勉強見聞を広めていただきたいということでの予算をがっちり取っているわけです。前年度もその予算はたぶん増えていると思いますけれども、今後もそういう形でも積極的な職員の取り組みに期待をしたい。その上での研修費は、私も取っていかなければいけないというふうに思っています。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木委員。

◎鈴木由美子 委員

本当に市長仰るとおりだと思います。そして職員の方にはいろいろ見聞を広めていただいて、私たちにも

情報を教えていただいたり、情報交換したりできるようになるように、現状課題とか、あとは第7次総合振興計画にも役立つように、お互いそういった研修で切磋琢磨していく様にしていかなければならぬと思っております。私の質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山格委員。

◎奥山 格 委員

それでは、私から総括質疑をさせていただきます。

まず最初に、2款1項11目ふるさと応援暮らし事業、ページ数では95ページになります。実績報告書ですと22ページにあります。これについては一般質問でも質問がありましたけれども、なるべく重ならないように質問したいと思いますけれども、このふるさと暮らし応援事業について、新築住宅等助成事業、宅地取得等助成事業、民間賃貸住宅等家賃助成事業、民間賃貸住宅建設利子補給事業、雪国生活支援事業とあるわけですが、各事業について、この事業は本市への定住を促進するための事業だと思われますので、その効果として、各事業について市外から転入した人の割合はどれくらいになっているかお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（有路玲子君）

お答えいたします。実績報告書の22ページのほうで照らしてお答えしたいと思います。新築住宅等助成事業につきましては、27件中4件が市外からの転入世帯であります。次に宅地取得等助成事業につきましては28件中5件が市外からの転入世帯となっております。すいません、新築住宅等助成事業の割合ですが、14.8%となります。宅地取得等助成事業のパーセントとしましては17.9%、続きまして民間賃貸住宅等家賃助成事業につきましては、47件中36件が市内・市外からの転入者であります、割合としましては76.6%となります。民間賃貸住宅建設利子補給事業でありますけれども、これは2件あります、市外からの転入世帯はございません。次に雪国生活支援事業でありますけれども、これは1件中、1件ということで100%となってございますが、これにつきましては、そもそも市外からの転入者に対して除雪機の助成をするものでございます。以上であります。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

どうもありがとうございます。こうしてみますと、結構新築住宅でも4件、宅地取得助成でも5件ということで、民間賃貸住宅の家賃助成事業は36件ってことで、かなりの市外の方が、尾花沢市に定住されているので利用されているということが分かったところです。なかなかやっぽり新築住宅を建てるのは難しいので、賃貸の方が増えているんではないかなと思ったところであります。そしてこれ、昨年度の例と比較してみますと、昨年度、今回の雪国生活支援事業までの合計が5,147万5,000円でした。そして前年度と比較しますと、1,444万6,000円の増額になっています。このように増加傾向にあるわけですけれども、これについて定住応援課のほうではどのように、原因を捉えておられるかお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（有路玲子君）

さまざまな機会を捉えまして、定住に結びつくような政策を取ってきた、またこの事業につきまして、市内外に周知が図られたものと思っております。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

よく分かりました。今後ともPRに努めて、市外の方の割合が多くなるような形でやっぽり事業を進めていっていただきたいなと思います。

それでは次に、空き家活用支援事業であります。空き家活用支援事業につきましては、これ空き家改修、家財道具処分について、空き家改修が5件、家財道具処分事業が3件あるわけですけれども、このケースについてどのようなケースが多いのか教えていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（有路玲子君）

お答えします。空き家改修事業につきまして5件ありましたけれども、申請された方の特徴としましては、本町地区の空き家を購入し改修された方2名、市内の本町地区以外からの転居された方ありました。また本町地区以外の空き家を購入された方3名は、市外からの転入者になっております。過年度におきましてもだいたいこののような傾向が見られます。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

こうしてみると、本町地区に空き家を求める方は、本町地区以外の市内の方が多いくことですけれども、本町地区以外の空き家を求められている方は、かえってやっぽり田舎暮らしというか、そういう静かな環境を求めて、農村の風景とかそういった環境を求めて来られているというふうなことで印象を受けたところであります。やはり尾花沢市の緑豊かな自然、そういった空気、景観がなくて、自然が多い、空気もおいしいと、そういったところはやっぽり、かえってこの本町地区以外の空き家のほうに特徴が表れているんじゃないかなと思いますので、この辺について、これからもやっぽりPRをしていく必要があると思いますけれども、どのようにされていくかお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（有路玲子君）

これからも、このような傾向を踏まえまして、ホームページ等で空き家の情報を掲載して周知をしていきたいと思っております。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

それでは、次の質疑に移りたいと思います。

10款2項2目小学校教師用指導書購入事業についてお尋ねいたします。決算書ですと187ページ、実績報告書ですと75ページにあたります。それでは、この事業は、小学校の学習指導要領改訂に伴って、全教科全学年の教科用指導書を購入するっていう事業になっております。これにつきまして、まず小学校の学習指導要領が、今回どのように改訂されたのかについてお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋和哉君）

改訂の内容についてご説明申し上げます。2点お答えしたいと思います。1点目は、社会に開かれた教育課程の実現が求められていることです。各学校において必要な学習内容をどのように学び、どのような資質能力を身につけるのか、これを明確にし、地域社会との協力により子どもたちの資質能力を高めていくこうとするものです。2点目は、子どもたちの主体的対話的で深い学びを通して生きる力を育むことです。主体的な学び、対話的な学び、深い学びを通して、知識・技

能・思考力・判断力・表現力・学びに向かう力などの資質能力の育成を図り、子どもたち一人ひとりに生きる力を確実に育むことを求めています。その他には授業改善や支援の充実等についても言及しております。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

今の答弁をお聞きしますと、子どもたちが地域社会との関わりということを学びながら、大事にしながらこう生きていくと、そういうことをやっぱり学ぶということが大事なのかと思いました。また子どもたちがやっぱり主体的に学び、やっぱり自分から積極的に、ただ受け身で教えられるのではなくて、自分から進んで学んでいく。そして人のつながりの中で、やっぱりこうコミュニケーションを大切にしながら、やっぱり自分で勉強していくっていうふうな生きる力ということをやっぱり子どもたちが持てるように、やっぱり学んでいくということが、今回の学習指導要領の中身かなっていうふうに思ったところであります。特にこれから、具体的にはどういった形で、この学習指導要領を、子どもたちの教育の中で活かしていく考え方についてお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋 和哉 君）

2点申し上げます。1つ、学ぶべき事項を確実に身に着けなければいけない事項、基礎基本について、きちんと全員の全ての子どもに身に着けさせること。そしてそれを元にして、自分自身で課題を見つけ情報収集して解決していく。教えられたことだけではなくて、それを元にしてどうやって自分の生活に結びつけ、よりよい社会づくりに結びつけていくか、そういうことを考え、実行できる子どもたちを育てていく。そして地域に還元していく。そういう子どもたちを育てていく。そういう教育を実現していきたいというふうに考えております。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

そうしますと、実施内容の中で、教科書それぞれ科目ごとに額が書いているわけすけれども、国語と算数と英語、これがやっぱり100万円を超えて額が多いわけですすけれども、この点については、ただ今言われているような基礎を身に付けるってことだと思うんです

けれども、どのようなことになっておりますか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋 和哉 君）

購入額については、こちらのほう入札するようなものではございませんので、定額のものでございます。内容につきまして申し上げますと、若手の先生については、基本的な授業の進め方について基準というふうになるものであり、年数経っている先生方については、自分の授業を見直すために使う資料というふうになっておりますので、各学校、学年ごとに一冊ずつ提供するというふうなことで、準備させていただいております。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

分かりました。それでは次の質間に移りたいと思います。次は、10款2項1目の184ページですね、ここになりますけれども、旧小学校解体事業についてお尋ねいたします。この中で、13節委託料ですね。この中に、旧名木沢小学校校舎アスベスト調査、旧小学校廃校舎アスベスト調査業務という項目がありますけれども、この旧名木沢小学校について、アスベスト調査した結果はどのようにあったかについてお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（坂木 良一 君）

それでは、今ご質問あった旧名木沢小学校のアスベスト調査の結果についてでございますが、旧名木沢小学校については、アスベストについては、今回の調査につきましては、建築物の外壁にもアスベストの使用が見られるというようなことから、近年アスベストの対応が見直されまして、建物の解体を行う際には調査をして解体をすることになっておりまして、そのための調査でございます。その結果、旧名木沢小学校の外壁の調査を行った中では、アスベストについては検出されてございません。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

旧名木沢小学校については、アスベストはなかったということあります。それで他の廃校になった校舎でアスベストを使用したところはあるかどうかについてお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（坂木 良一君）

旧名木沢小学校以外のこれから解体が計画されている小学校について、5校についても調査を行ったところありますけれども、調査の結果といたしましては、旧明徳小学校の外壁に塗られている塗料のほうにアスベストの含有が確認されております。他の4校については、使用されてないというような報告を受けております。外壁のアスベストについては、通常飛散をすることはございません。ただし、解体の際には飛散する危険性があるというようなことから、解体前に調査を実施することが求めているというふうなところでございます。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

旧名木沢小学校以外の他の空き校舎について、5校を検査したところ調査したところ旧明徳小の外壁塗料の中にアスベストがあったとそういうふうなことがあります。やはりアスベストは健康被害を及ぼすことで、やはりその解体の際にも十分注意して、アスベストが飛散しないように、解体をしていく必要があると思います。呼吸器系統に重大な疾患を及ぼして、命にも関わるような病気にかかるというような危険性を持っている物質だと思いますので、これの解体工事にあたって、今後尾花沢市ではどのように進めて行かれるかをお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊藤 孝行君）

旧明徳小学校の校舎の解体の関係でのご質問がありました。旧明徳小学校の体育館につきましては、今除雪の格納庫というふうなことで、除雪の基地になっております。旧明徳小学校の校舎の部分が、今現在残つておりまして、こちらの部分を今後を解体して、新しい除雪格納庫のほうを建設の予定であります。今年度、旧明徳小学校のほうの解体工事の業務委託設計について発注しております。その中でアスベストの工事のほうも対策工事というふうなことで、まだ今委託期間中でありますので、設計会社のほうでそのアスベスト対策を行っていくことで設計をしていただいている状況であります。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

アスベストのある校舎の解体工事の発注っていうことであります。やはりこのアスベスト対策を十分果たせるような、やっぱり解体工事にしていただきたいと思いますので、その見積額なんかきちんと勘案して、入札を行っていただきたいなと思いますが、その辺はいかがですか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊藤 孝行君）

先ほどの質問のほうもう一度、聞き取れませんでしたので、再度お願いしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

アスベストの対策についても、きちんとしたやっぱり対策工事が十分果たせるような、やっぱり入札なんかをしていただきたいなということで、その辺についてどのように考えておられるかについてお尋ねしたところでした。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

財政課長。

◎財政課長（高橋 隆君）

アスベストに関しましては、これまで適切に処理しながら工事をしてきたわけでありますし、今後も適切な処理をしながら工事のほうを発注していきたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

それではこのアスベストについて、現在の小中学校の校舎については、どのようにになっているかお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（坂木 良一君）

現在使用されている小中学校につきましては、子どもたちが学校で生活を送る中、アスベスト対策が必要な学校はございません。ただ先ほども申し上げましたとおり、今後解体するといったことになった場合については、再度調査をして状況を踏まえて対応していく必要があると考えております。以上です。

〔「議事進行上」と呼ぶ者あり〕

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

鈴木裕雅委員。

◎鈴木 裕雅 委員

ただ今の質疑は、同じ質疑の繰り返しであります。適正な質疑を求めます。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員に申し上げます。質疑については、総括質疑の範囲を逸脱しています。議題となっている決算の内容に沿って質疑を行ってください。

奥山委員。

◎奥山 格 委員

これは関連していることでありますので、空き校舎、そして現在の小中学校の校舎についてはどうなかつてことは、これは当然総括質疑の範囲に入ると思って質問したところであります。

それでは、次の質疑に移りたいと思います。10款3項2目決算書の191ページ読書力向上推進員配置の事業についてお尋ねしたいと思います。これは、小学校と中学校ありますけれども、この子どもたちの読書力向上、これについては一般質問でもあったかと思いますので、このことについては、中学校に1名増員した理由、その効果についてお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋 和哉 君）

お答え申し上げます。今年度中学校に1名増員というふうなことで、配置させていただきましたが、現状まだ全体で4名というふうなことですので、掛け持ちで何校か担当していただいている状況にございます。今回、2校閉校に伴いまして、蔵書についての処理、それから、新しく購入する図書等についての処理等出てきております。例年以上に、その図書についての処理内容増えておりますので、学校の要望を受けまして1名増員とし、尾花沢中学校のみ1名日常的に配置できるようにというふうにしたところでございます。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

分かりました。それでは、読書力向上推進員について司書の資格を持っている方は今回採用しなかつたつていうことですけれども、これ司書の資格があったほうがいいのか、ないほうがいいのかどういうふうに考えておられるかお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋 和哉 君）

この点についてお答えいたします。今回については

採用の要件として司書の資格を要するっていうようなことは求めないというふうにしてやったものでございます。ですから、その4名中、司書の資格を有している方もいらっしゃいます。そういうふうな状況にございます。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

4名中司書の資格を持っておられる方がいらっしゃって、その方の指示にしたがって、読書力向上推進員の仕事をされているってことであると思いますので、分かりました。なるべくやはりその資格も、これ国家資格でありますので、こういった資格を持った方にやっぱり携わらせるというほうが妥当ではないかと思うんですけども、どのように考えておりますか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋 和哉 君）

これにつきましても、先日も申し上げたとおりなんですけれども、資格を有するというふうなことを要件にした時に、学校の要望に応じた人員を配置することが難しくなってまいります。ですので全ての業務に堪能な方ばかりではないかと思いますけれども、学校の力になれるような人材を1人でも多く派遣できるようというふうな市の方針にしたがって進めております。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

なるだけそういう資格のある方を配置できるよう今後ともしていただきたいなと思います。

次に、10款2項2目小学校社会科副読本改訂についてお尋ねします。「私たちの尾花沢市」ということで拝見させていただきました。対象が3年生から4年生ということありますので、尾花沢市の地域社会を知る最初の手がかりとしては素晴らしい副読本になっているのではないかと思います。今後どのように活用されるかについてお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋 和哉 君）

お答えいたします。社会の副読本って言うとあまり聞きなれない言葉かと思いますけれども、子どもたちにとっては、これは教科書に準じる内容であります。いわゆる教科書というのは、国全体のことを網羅して作られておりますけれども、この小学校の3年・4年

というのは、地域についての学習ということになりますので、我々で言えば尾花沢市について学ぶ内容になっております。ですので尾花沢市独自の学習というふうになりますので、その中の教材、例えば新しくなった尾花沢市役所であるとか、歴史文化について、それから尾花沢独特のスイカの選果場であるとか、独特的な文化、そして尾花沢市独自の様子について学ぶ内容を網羅して作られているものであります。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

奥山委員。

◎奥山 格 委員

もっともこの副読本を十分活用されて、また子どもたちが主体的に尾花沢のその他の姿、さまざまな分野についても、主体的に学べるように教育を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。私の総括質疑はこれで終わります。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

青野隆一委員。

◎青野 隆一 委員

最後の総括質疑をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

実績報告書の92ページに、住民異動関係届出数が掲載されています。これを見ますと、転入者数214名から転出者数444名を差し引きますと、230名が住民の異動関係で減少しているということでございます。尾花沢市総合戦略の検証における社会動態の増減数の数値目標は250名というふうになっております。これを下回るということで、そのKPIを達成したというふうに評価されるだろうと思います。一方転入者についても、280名という数値目標ございます。280名が転入しても630名が転出をしない限り、社会動態増減数マイナス250名という目標値は達成をしているっていうふうにみなされることでございます。尾花沢市も非常にこの今、急激な人口減少をどう抑えていくかというような戦略として、この今の私申し上げた、その目標値の見直しが必要じゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（加賀 孝一 君）

青野委員からは、人口の動向についてご質問いただきましたけれども、確かにこの250人マイナスという目標値につきましては、平成27年度に作られた数値でございまして、その時は平成22年の国勢調査をベースにして作られた数字だというふうなことでございます。

青野委員仰るとおり、今の現状と相当な乖離が出てきているということは事実でございます。そういったことを踏まえまして、今回第7次総合振興計画と一緒に、今後の総合戦略合わせて人口ビジョンを策定する予定でございますので、十分そういった意見を踏まえながら、現実に即した形で目標値のほうを設定してまいりたい。さらには、そういった目標値を設定はするんですけども、それには当然施策を踏まえた目標値というふうなことになりますので、議員の皆さんとも十分議論しながら進めてまいりたいと思います。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

青野委員。

◎青野 隆一 委員

総合政策課長から素晴らしいご回答いただきました。やはり人口減少を抑えるか議会も一緒になって、そういう指標についても、しっかりと見直しをして、第7次総合振興計画に反映していただきたいと思います。

次に移ります。実績報告書の27ページ、老人クラブ助成金事業についてお伺いいたします。これも先ほど申し上げました総合戦略では、平成26年、37あった老人クラブ数を39クラブに増やしたいという数値目標ございました。今回の実績報告書では、残念ながら33クラブというふうになっております。今後どのような政策をあるいは対策を考えているのか、お伺いいたします。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（菅原 幸雄 君）

お答えいたします。老人クラブについては、今後の地域づくりにも含めて重要な役割を担っていただいていると思っております。昨年度、寺内で1つ、新規の老人クラブが発足しましたけれども、今後もそういった各地区に老人クラブがあつて、それが老人の皆さんを含めて、地域づくりのリーダーとして活躍できるような、そんなクラブのお助けできるように努力してまいりたいと思います。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

青野委員。

◎青野 隆一 委員

市の政策として、その補助金なりを、お話をしながら拡大をしていきたいということで、決算書にもそういった内容が盛り込まれております。1つお聞きしたいんですけども、活動補助金をいただくためには、市老人クラブ連合会に加入するということが前提になっております。そしてそのために、負担金を上納しな

ければならないとなっておりますけれども、その負担金の額と使途についてお伺いいたします。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）  
　　福祉課長。

◎福祉課長（菅原 幸雄 君）

お答えいたします。老人クラブの連合会については、社会福祉協議会が事務局になっているところでありますけれども、その決算書を頂戴いたしましたので、ちょっとご紹介します。支出の部については、大きく運営費と事業費に分かれておりまして、運営費については事務局の手当とか、会議の費用に充てているようです。例えば負担金、県老人クラブや市のボランティアの連盟のほうにも負担金が支払われているようです。あと事業費につきましては、福祉体育ということで、例えばグラウンドゴルフとか輪投げの事業費になっておるようです。また研修費、県老人福祉大会と研修費、それから地域活動等にも各地区のほうに割り当てられているようです。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）  
　　青野委員。

◎青野 隆一 委員

せっかくですね、その単位クラブに活動助成をしていただいておるんですけども、それが上部団体に加盟することによって、結構相当の負担金を納めなければならぬということになっているようになります。先ほどありました、寺内プラチナメンバーズクラブということで、40名ほど3年前から組織を創設いたしまして、私も一員としての活動させていただいています。花見とかレクリエーション大会あるいは旅行なども含めて、集まっている方々が、たくさんの方がいきいきと元気はつらつと活動されている姿を見ますと、やはりこれから尾花沢市の地域づくりの一環といたしましても、老人クラブのクラブ数を増やすということでもちろん大事なんですが、やはりその地域地域に見合った、ようはお茶飲みできるような、私はサークルでも結構だと思います、やっぱり行く場所、その集まるる場所、そういった場所づくりについて、今後ともぜひなお一層のご努力をお願いしたいというふうに申し上げます。

次に、実績報告書の66ページ、67ページまたがっておりますけれども、ここには住宅リフォーム支援事業、あるいは市営住宅整備工事、あるいは市営住宅等長寿命化改修事業等々、いわば尾花沢市公営住宅等長寿命化計画に沿った多額の改修費が計上されております。9月1日の市報お知らせ版を見ますと、市営住宅

空き戸数は18戸とございました。長寿命化を図って、経費をかけているわけですけれども、さらにこの空き戸数が増えるんじゃないかなという心配がございますが、いかがお考えでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）  
　　建設課長。

◎建設課長（齊藤 孝行 君）

お答えいたします。今、青野委員からありました、住宅の関係で、長寿命化計画に沿った多額の改修費がかかっているというようなことあります。その中で、やはりあの今回9月1日号のお知らせ版で、市営住宅の空き戸数ということで18戸募集をかけまして、2戸まず応募があったところであります。ただ18戸以外にも、空き家として7件ほどあります、空き戸数の数としては、もっと多い状況であります。従来から市営住宅の空き戸数の課題ということがありました。そちらのほうも、今、次期の都市計画マスターplanの策定中であります。それで、さまざま空き戸数の活用については、そのマスターplanの中で、さまざまな尾花沢にあった利活用というようなことで検討していくと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）  
　　青野委員。

◎青野 隆一 委員

決算報告にあるとおり、私は改修費をかけるなと言っているわけではありません。やはりその環境整備をして行かなきゃならない。しかし、今の尾花沢市のその公営住宅に対する要望ニーズというのは、変わってきてるんじゃないかなというふうには思っております。そうした意味で、民間アパートにつきましても、この家賃補助を行って活用を図っていくと、あるいは一般質問でも出されましたケア付き高齢者専用住宅、こういったものを建設して、そういうことによって、この住み慣れた尾花沢で、一人ひとりの市民が、この尾花沢で暮らし続けられる、そういった市民ニーズに応じたこれからの住宅政策が求められると、転換が求められると思うんですけども、いかがですか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）  
　　建設課長。

◎建設課長（齊藤 孝行 君）

市の住宅政策の転換というようなお話であります。こちらのほうは議員仰せのとおり、先ほど言った住宅の空き家の利活用と一般質問で言つてましたけれども、ケア付き高齢者向けの住宅というようなことで、やはり、尾花沢のニーズに合った住宅の施策というような

ことで、転換していく必要があろうかと思います。こちらのほうは、先ほど住宅の空き家の利活用も含めて、そのケア付きの高齢者の住宅についても、次期都市計画マスターplanの中で示して、関係機関と調整しながら示していければと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

青野委員。

◎青野 隆一 委員

よろしくお願ひ申し上げます。次に、実績報告書52ページでございます。高齢者買物支援業務委託の配達金額総額が計上されておりますけれども、52万8,426円となっております。今どの集落でも、地域から店がどんどん消えていっているというふうな状況で、いわゆる買い物がなかなかできない。そういう支援策が今必要になってきているんじゃないかなというふうに思っております。今の商店街協同組合と連動した500円以上買い物すれば、配達をしますという考え方なんですけれども、もう一步突っ込んで、これもどなたか質問をされておったんですけれども、生鮮食品とか、あるいは日用雑貨なども取り扱う、むしろ地域に足を運んで販売をするという移動販売方式、こういったものを導入していく必要があるんじゃないかと私は思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（永沢 晃君）

委員からは、1カ月の金額が44,000円ということも含めまして、やはり移動販売の導入について検討されるべきでないかっていう話だと思います。確かに現在の宅配システムにつきましては、移動販売と単純に比較した場合は、やはり宅配のほうがコストが掛かっているのは確かっていうふうに捉えております。ただし移動販売車につきましては、昨日も小関委員の質疑で出ましたけれども、商品の品揃え、または在庫管理など総じて利益を生む難しさがあると考えております。また、訪問エリアについても、街から離れた広い地域でありますので、市町村の境界に縛られるものではないというふうにも考えております。そのため、当市だけで解決できない広域的な課題の1つでありますので、現在話し合いを進めている部分であります。その状況については、総合政策課長より答弁いただきます。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（加賀 孝一君）

今、永沢課長のほうから総合政策課のほうでという

ことでございますけれども、今はですね、県が主催する買い物支援ワーキングチームといったものが組織されてございまして、その中で本市も参加しながら、買い物困難者への支援をどうしていくかといったことを話し合いを進めさせていただいております。その中では、民間事業者による移動販売の取組事例などが多数紹介されているわけでありますけれども、現在比較的の人口が多い自治体などで限定されておりまして、北村山地域での民間の参入というのはないということでございます。ただ、先日新聞報道にあったんですが、県内に拠点を置きます大手スーパーさんが、県内全域で移動スーパーの事業に参入するとの旨の報道がなされてございます。今後ですね、こうしたことを踏まえ、先に導入しました他市町村の状況を収集しながらですね、本市の実情も踏まえ、導入する方向で考えていく必要があるというふうに思っております。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

青野委員。

◎青野 隆一 委員

ただ今答弁の中で、北村山地方にはないということをございました。私の知る範囲でござりますと、村山市に2台の保冷車を備えた移動販売を実際にやっておられます。これは、導入当初に村山市のほうから財政的な支援を受けましたけれども、その後は自分の商品をちゃんと村山保健所の検査等々とおしながら、肉・卵あるいは日用製品を村山市内の地域に移動販売していると。私ちょっと電話しましたら、実は寺内にもその方はやってきているんだと。市町村とかいろいろなコンタクト取りながら、何時に何処という連絡がありましたら、今のところ相談に応じていきたいというふうなことでござります。あと今年から、村山では、野菜に限ってますけれども、ちょっと名前忘れました、移動販売、市内の地区を回っております。決して、北村山にないということではございません。そういうふうな形で、初期導入については、行政の手助けが必要だと思いますけれども、今確かにその業者さんも大きな利益はない。でもそういう困っている、切羽詰まっているところに、多少のボランティアも含めながら、私やっているという話をお聞きいたしました。そういうことでありますので、今ありました県のワーキングチームとの話を進めながら、尾花沢市でも、大手スーパーさんも含めながらということで、何らかの形で導入図っていきたいという答弁がございます。ぜひですね、そういった私が申し上げた実例なども参考にしていただきながら、それはやっぱりできるだけ早い時期

に、そういった移動販売、頼んで物を持っていくんじやなくて、来たものを目で見て買えるという、そういうところが、今の尾花沢の方式と大きく違うところじゃないかなと思いますし、そういうことも含めながら、ぜひ来年度に向けて検討していただきたいというふうに思います。

次に、実績報告書の28ページ高齢者おもいやタクシー扶助費、1,002万3,000円についてお伺いいたします。ここにも書いてあるわけですけれども、申請者については1,176人ということで、前年度よりも1.6倍ってことで大幅に増加しております。ただ使用枚数なんですけれども、使用枚数については18,242枚から20,046枚と前年単位で1.1倍ということで、使用自体があまり伸びてないということがございます。この辺についてはどのように考えられるのか、そして使用率を向上させる方策についてもお伺いいたします。

◎決算特別委員長（星川　薰　委員）

福祉課長。

◎福祉課長（菅原　幸雄　君）

お答えいたします。おもいやタクシー券の使用率の向上ということをお尋ねかと思います。まず実態ですけれども、今委員からありましたように、令和元年度の実績が1,176人、ちなみに令和2年の4月1日段階で75歳以上の方が3,424人です。ですので34.3%の方に申請をいただいているという数字になります。もちろんこの数字の中には、免許を持っている方あるいは施設に入ってる方も含めての数ですので、それからすると、この34%ってのは、かなりの割合の方が申請をいただいたのかなと捉えております。前にも申し上げましたように、このタクシー券は、やはり安心のためにも持っているということがまず大事なんだなと思います。実際私の家族もそうなんですけれども、例えば母親が今日いただいたて、私の父親は免許を持って、例えば医者に行く時もほぼ父親の車に乗って行くんですねけれども、それでも一応持つておく、そういった使われ方もご近所を見てもいらっしゃるのかなと思います。ですので、分母が大きくなればなかなか使用率というところは伸びないのかなとは思います。ただ、今後はそういう伸びと使用率も上げていかなければなりませんと思います。例えば、今年からお買い物タクシーというようなことで、タクシーの方にお買い物を頼むというような事業も含まれております。それから本町地区に、例えば通院とか買い物とかという場合がございますけれども、例えば地区の行事ですとか、イベントですか、そういうところにも気兼ねなく使

えるんだよというようなことも周知して、利用率の向上に努めていきたいと思います。以上です。

◎決算特別委員長（星川　薰　委員）

青野委員。

◎青野　隆一　委員

福祉課長からご答弁ございましたけれども、やっぱり交付枚数が上がってきてている。私は、今の市民の足の確保というのは、ドアtoドアにやっぱり大きく変化をしてきているんだだと、それが重要になっているんだだと思います。ただ使用ということになったときに、なぜ使用率が上がらないのかというところを、もう少し分析をしていただきたいなというふうに思います。私はおそらく今年は、もっと上がるんじゃないかと思っております。というのは、本町地区は12枚の交付であります。前年度は10km以上であっても36枚でございました。そうしますと、尾花沢タクシーさんにお聞きしますと、市内の初乗り590円でほとんどいきますよと、初乗りで目的地までいけるんですよということでございました。市内の毒沢とかあるいは銀山とか、含めだだと思いますけれども、やっぱり4,000円くらいかかると、それに対して36枚ですと、18,000円くらい。そうしますと、やはり、なかなかその何回も何回もというわけにはいかないという、その使用枚数にどうしても、いざという時にやっぱり行かなきやならないというふうなことで、私はあるんじゃないかなというふうな想定をしております。したがいまして、今年は10km以上は確か48枚までいただいたということで、非常に私、そういうことがむしろ使用頻度をあげていく具体的な政策じゃないかというふうに思っております。そんな意味で、改めましてその市民の足として、大いに利用していただくような方策、私が申し上げたことを含めながら、分析をしていただいて、確保していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

次に、実績報告書の48ページ有害鳥獣対策事業についてお伺いいたします。こちらのほうの実績報告書を見ますと、電子柵の設置箇所、県の補助金2分の1を使ったものが31箇所から35箇所に増えている。市単独、これは4分の1の補助でありますけれども、5箇所から21箇所、いわば県の補助金をいただかなくても、やはり電気柵を設置をするというところが非常に現実的に増えてきている。前年度対比で36箇所から56箇所に増えました。個人対応は一生懸命それぞれの農家の皆さん方、やっておられます。しかし、その鳥獣の被害というのは、むしろ拡大する一方だというふうに思っております。私も、今朝電話いただきました。とにかく

くイノシシ何とかしてくれと。そして罠をかけても実はなかなかイノシシというのは捕まらない。田んぼの畔から含めて、あと田んぼの稻を食べる。体全身で田んぼを平らにして、臭いが付くもんですからこの米は売れないと、非常に今、寺内地区だけじゃなくとも全市で、イノシシに対する被害というのは、どんどんどんどん拡大してきているんじゃないかなというふうに思っております。ただそれが、現実的には市農林課のほうになかなか声が届いてないという、言ってもその対応について、現場に来てくれる事はあるんでしようけれども、いろいろ聞き取りとか何かあると半日ぐらい時間を要するということで、熊とか発見しても、実はなかなか通報はできない。いわゆる情報が把握できていない状態なんじゃないかなと思いますけれども、その点については、どのようにお考えでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

農林課長。

◎農林課長（岸栄樹君）

鳥獣被害の実態についてのお尋ねだと思います。確かに鳥獣被害対策についてはなかなか有効な対策がとれなくて本日まで来ております。委員仰るとおり今年度は、イノシシによる被害の通報が、大変多くございます。現場のほうで、状況の確認をさせていただきまして、その後の対応ということで、こちらのほうで対応させていただいております。まずはですね、やはり今、国の法律では、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律という法律に基づきまして、私たち日々業務に携わっているわけですけれども、やはり国の法律が一番最初に、野生鳥獣は保護の観点からというものになっております。その中で、やはり悪さをした鳥獣に対しては、有害鳥獣として認定を行なながら捕獲という流れになっておりますので、大変農家の方、関係者の方には、ご足労おかげしておりますけれども、その有害認定をする際の現地の立ち合いなどもお願いしていると、ですけど半日もかけることはございませんので、ぜひとも周りの人から、そういうご相談をいただいたならば、農林課のほうに電話一本お掛けいただけるように、ご指導のほうよろしくお願ひいたします。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

青野委員。

◎青野隆一 委員

半日かかると思っていませんけれども、私が指導するんじゃなくて、やっぱり農林課として、そういう対応について協力をしていただけるような方策をやつ

ぱりやっていかないと、その諦め感みたいなものが、多少どの地域でもでてきているんじゃというのが、私の危機感です。そういうことじゃなくて、一般質問でもありましたように、行政と住民が一体となって、その対策をやっていく。そのためには手を差し伸べるということは何度もやりますので、それをやるには、地域に出向きながら、どんな状況があるのか、しっかりと把握をして、その対策についても、電気柵ではなかなか解決していないという実態を踏まえて、これから鳥獣被害対策をしっかりやっていただきたいと思います。

最後になりますが、通告にはありませんでしたが、一般会計の繰出金についてお伺いいたします。昨年度の特別会計の繰出額は8億7,400万円、前年度対比で3,000万円の増加となっています。さらに、公立病院・環境衛生事業組合の負担金、これを合わせますと、13億2,300万円、7,000万円の増額となっております。このことについて財政課長はどんなふうにお考えでしょうか。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

財政課長。

◎財政課長（高橋 隆君）

繰出金ですが、ここ数年若干増えておりますが横ばいで進んでいると思っております。特別会計につきましては、特定の目的のために、歳入歳出を一般会計と区別して、個別に処理して設けられた体系でありまして、その中の利用料なり、目的税なり、こちらのほうを財源として行われているわけでありますが、それだけでは不足するということで、一般財源のほうから繰出を行っているものであります。特別会計それから企業会計ありますけれども、一般会計からの繰出としては、できるだけ少なくするよう各会計のほうから努めてもらっているところでありますが、やはり人口の減少でありますとか、なかなか収入のほう、歳入のほうが増えないのが現状であります。かといって料金を上げるとか、税額を上げるということになりますと、市民の負担を増やすことになりますので、そちらについても、なかなか難しいっていうふうになると思います。つきましては、小さなことでありますけれども、事務事業の見直しでありますとか、そういうふうなことで節減すること、それから中央診療所会計それから北村山公立病院につきましては、国の重要事業要望のほうで、国のほうへ支援のほうをお願いしているというのが実情であります。以上です。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

青野委員。

◎青野 隆一 委員

やはり、一般会計繰出金、これから特別会計等々の審査されるわけですけれども。やはりこれ一般会計からの繰出金があるから、それぞれの独立した特別会計に、やはりどれだけ一般会計から持ち出しがあったかについては、そのことは、しいて言えば、やはり一般会計の使い道、そのものが縮小になってくる。いわば主として行っている事務事業にも差し支えがくるわけですから、やっぱりそういった点をしっかりと把握しながら、歳出についてもしっかりとやっていただきたいというふうに申し上げまして、市政クラブの総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

以上で、市政クラブの質疑を打ち切ります。

これにて、決算議案7案件に対する総括質疑を終結いたします。

次に、日程第8、分科会の設置及び付託であります。

この際、お諮りいたします。当特別委員会は、審査日程にしたがい、別紙分科会付託議案一覧表のとおり分科会を設置し、これに付託の上、さらに細部にわたって審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

ご異議なしと認めます。よって2つの分科会を設置し、これに付託の上審査を進めることに決しました。各分科会委員長には大変ご苦労をおかけすることと思いますが、分科会の運営については格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、全委員による決算特別委員会は、各分科会の審査終了を待って、9月25日、午後1時から議場において再開いたします。なお、事務局長より分科会に関する連絡をいたさせます。

◎事務局長（横沢 康子君）

ご連絡を申し上げます。ただ今分科会が設置されました、第1分科会につきましては、防災研修室1にて、第2分科会につきましては、防災研修室2にて、それぞれこのあと直ちに審査に入られるようお願いいたします。以上で連絡を終わります。

◎決算特別委員長（星川 薫 委員）

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労様でございました。